

第2回 広島城三の丸整備等事業者選定審議会 審議会要旨

1 審議会名称

広島城三の丸整備等事業者選定審議会

2 開催日時

令和4年5月25日（水） 15:00～17:00

3 開催場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室

4 出席委員等

(1) 委員

渡邊一成（会長）、吉長成恭（副会長）、秋山伸隆、富川久美子、西岡民裕、真木利江

(2) 事務局

広島市市民局 文化スポーツ部長、広島城活性化担当課長、

八千代エンジニアリング株式会社 ほか

5 議題（公開）

(1) 広島城三の丸整備等事業 公募設置等指針（案）について

(2) 広島城三の丸歴史館、広島城及び中央公園（広島城区域に限る。）指定管理者候補者の公募要綱（案）及び評定要領（案）について

6 傍聴人の人数

6人（報道関係者を除く。）

7 審議会資料

第2回 広島城三の丸整備等事業者選定審議会 配席図

広島城三の丸整備等事業者選定審議会 委員名簿

資料1 広島城三の丸整備等事業 公募設置等指針の概要（案）

資料2 広島城三の丸整備等事業 公募設置等指針（案）【非公開】

資料3 広島城三の丸歴史館、広島城及び中央公園（広島城区域に限る。）指定管理者候補者の公募要綱（案）【非公開】

資料4 広島城三の丸歴史館、広島城及び中央公園（広島城区域に限る。）指定管理者候補者の評定要領（案）【非公開】

参考資料1 今後のスケジュール

参考資料2 広島城三の丸整備等事業者選定審議会運営要綱

参考資料3 広島城三の丸整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領

8 発言要旨

(1) 広島城三の丸整備等事業 公募設置等指針（案）について

(2) 広島城三の丸歴史館、広島城及び中央公園（広島城区域に限る。）指定管理者候補者の公募要綱（案）及び評定要領（案）について

－事務局から資料1、資料3、資料4により説明－

（渡邊会長）

- ・お気づきの点があれば御意見いただきたい。

（真木委員）

- ・三の丸の整備対象範囲を「第1期整備エリア（令和6年度供用開始）」と「第2期整備エリア（令和8年度供用開始）」の二つに分けることについて、広島城三の丸歴史館の整備等に係る工事車両のアクセス路が確保可能であれば、整備対象範囲の南東部を第2期整備エリアとして設定する提案は可能か。整備の工程が複雑であるため、全体の整備計画や施工計画に自由度を持たせ、民間事業者からの提案を受け付けた方がよいのではないか。
- ・景観形成方針の中で記載されている「江戸時代後期の広島城城下町の街道筋をイメージする」という表現について、前回審議会ではテーマパーク的なものにならないかということを危惧する意見が挙げられていたと思う。「広島城三の丸整備基本計画」も確認したが、記載内容の趣旨としては、風景をイメージさせることやにぎわいの創出という意味であると理解している。当該部分について、民間事業者がイメージしやすいよう補足説明があるとよい。
- ・また、「近世」という表現についても、民間事業者が「近世」という表現をそのままの意味で捉え、当時の建物を模したデザインを提案しなければならないという誤解を与えかねない。「歴史的な」等の広い意味合いの記載にするとよいと思う。

（事務局）

- ・三の丸の「公募対象公園施設」及び「特定公園施設」の整備対象範囲における整備エリアの分け方について、広島城三の丸歴史館の整備にも影響するため、どこまで自由度を持たせた提案を受け付けるかは難しい判断だが、工事車両の進入路の設置等について、市と民間事業者の協議により対応したいと考えている。
- ・景観形成方針については、前回審議会での御指摘を踏まえ、「『広島城三の丸整備基本計画』の景観形成方針や、かつての広島城三の丸に位置することを踏まえた上で」という比較的柔軟かい表現に修正した。
- ・また、「近世」という表現については、近世の広島城の歴史的な価値をイメージしていただきたいという意図で記載しており、近世の建物を再現していただく必要はないと考えている。

（渡邊会長）

- ・三の丸の整備対象範囲の整備エリアの分け方については、「ア 三の丸のゾーニング計画及び導入機能のイメージ」を基本とし、今後、広島城三の丸歴史館の設計が進んでいくことも踏まえ、柔軟に対応できるように市と民間事業者の協議で決定するという対応にしてはどうか。

（事務局）

- ・三の丸の整備対象範囲の整備エリアは、令和6年度の「第1期整備エリア」の供用開始後の利用者動線も考慮して設定している。御指摘を踏まえ、整備エリアの分け方の細部については、市と民間事業者の協議により決定する等、柔軟に対応することを検討する。

（秋山委員）

- ・私も同様の懸念があったが、今回の修正内容は前回よりも柔軟な表現になったと感じた。ただし、景観形成方針にある「広島城三の丸歴史館と北側に望む天守とが一体となって近世の歴史的な雰囲気醸し出すような『歴史ゾーン』にふさわしい景観形成に努めてください。」という表現は、近世の建物（武家屋敷等）を再現することを目指していると捉えられる可能性があるため、近世の建物を再現していただく必要はないということが分かるよう注釈を記載する方がよい。雰囲気醸し出すというよりは、歴史性を壊さないという趣旨で記述する方がよいと思う。

(渡邊会長)

- ・景観形成方針については、余り具体的な記載とせず、「『広島城三の丸整備基本計画』の景観形成方針の内容を踏まえたものとする」ぐらいにとどめ、民間事業者に「広島城三の丸整備基本計画」の内容を十分に理解してもらった上で、提案を求める方がよいのではないか。

(事務局)

- ・景観形成方針の記載について検討する。

(吉長副会長)

- ・渡邊会長の意見に賛同する。「広島城三の丸整備基本計画」の景観形成方針や「広島城の展示整備に関する懇談会」等での意見を踏まえた提案を誘導することで、他の委員会での検討内容についても知ってもらうことにつながると思う。

(富川委員)

- ・資料3にも「近世」という記載があるため、資料1の見直しと併せて確認いただきたい。
- ・「近世」という表現は、江戸風な街並みイメージを想起させるが、江戸風な街並みは全国各地に存在しているため、余り限定した書きぶりとしないう方がよいのではないか。
- ・また、外国人観光客を対象とした視点も必要であると考ええる。
- ・評価の基準について、「全体計画」の「ア 事業コンセプト」は、事業全体に関わってくる内容であり、広島城区域全体の魅力向上に関する提案を誘導するためにも、配点を見直す方がよいのではないか。「指定管理業務」の「ウ 維持管理・運営・利用者サービス」は、民間事業者の利用料金収入にも直接影響する内容であるため、民間事業者自身が優先的に検討する項目であると思われる。上記を踏まえ、評価項目全体のバランスを考慮し、配点を見直す方がよい。

(渡邊会長)

- ・資料1及び資料3の内容は、整合を図る必要があるという理解でよい。

(事務局)

- ・整合を図る必要がある。資料3の「1 施設の概要」は、各施設に関する条例の内容を引用するなどして記載している。

(渡邊会長)

- ・資料3は、条例から引用して記載しているということが分かるように注釈を入れる方がよい。
- ・評価の基準における各評価項目の配点に関して、事務局から配点の意図について補足説明いただきたい。

(事務局)

- ・評価の基準及び各評価項目の配点の検討に当たっては、理念と実務の両方を考慮する必要があると考えており、「全体計画」は理念、「Park-PFI事業」及び「指定管理業務」は実務に該当する。本事業においては、理念も重要であると認識しているが、実務が伴ってこそ理念が生かされるという考えの下、「全体計画」及び「指定管理業務」の配点を設定した経緯がある。特に指定管理業務は、中央公園内の先行2事業と異なり、三の丸の特定公園施設に限定せず、史跡広島城跡の歴史的に重要な施設の維持管理・運営を含むため、比較的配点を大きくしている。

(渡邊会長)

- ・評価項目を大きく変更する必要はないが、本事業において特に重要と考える項目を設定し、その項目が0点であった場合は、選定の対象外とするということを記載し、評価の基準にメリハリを付ける方がよい。

(事務局)

- ・御指摘を踏まえ検討する。

(西岡委員)

- ・各評価項目の配点について、本事業においては「Park-PFI事業」の内容が重要であると考えられ

るため、配点を大きくしてはいかがか。

(渡邊会長)

- ・本事業の指定管理業務においては、史跡である広島城跡の維持管理・運営が含まれること、広島城三の丸歴史館の学芸事業者との連携を図る必要があることから、本事業全体に占める指定管理業務の重要度は相応に大きいと認識している。

(事務局)

- ・史跡である広島城跡の適切な管理は、本事業において非常に重要であると考えている。

(吉長副会長)

- ・資料1における「当地ならではの」という表現の意図についてお聞かせいただきたい。ここでもか味わえないものという意味なのか、また、ここで設けた場合に、他の場所に設けてはいけないという解釈にもなり得ると思う。

(事務局)

- ・前回審議会での御指摘を踏まえ、本事業対象地は市民にとっても重要な場所であるという考えの下、観光客を意識した記載内容から修正した経緯がある。「当地ならでは」という表現が意図するところとしては、市民、観光客など、来訪者の立場によって様々な受け止め方ができるような多面的な視点で検討いただきたいという思いがある。

(吉長副会長)

- ・「来訪者のニーズを踏まえた『飲食・物販施設』等」という表現について、本事業では、飲食・物販施設の整備を必須としているか。

(事務局)

- ・飲食・物販施設の整備を必須としているわけではなく、例示の意味で「等」と記載している。

(富川委員)

- ・利用料金の額の範囲について、利用料金は条例に基づき決定するため、本事業においてすぐに反映できるものではないことは理解しているが、外国人観光客と市民の利用料金を別に設定することについても、今後検討していく必要があるのではないか。諸外国においては、国内向け料金と外国人観光客向けの料金を設定している観光施設が多く存在する。

(渡邊会長)

- ・外国人観光客向けの利用料金の設定や年間パスポート等の導入は検討しているか。また、導入する際は、条例の改正が必要か。
- ・広島城三の丸歴史館の利用料金について、特別企画展の利用料金を別途設定することは可能か。

(事務局)

- ・外国人向けの利用料金を設定する場合は、条例の改正が必要であるため、本事業において適用することは難しいが、今後の検討課題としたい。また、年間パスポートの導入についても検討する。
- ・特別企画展の利用料金は、条例に基づき、市長の定めるところにより別途設定することが可能である。

(吉長副会長)

- ・本事業においては、SPC（特定目的会社）の設立を必須としないということによいか。

(事務局)

- ・SPCの設立は必須ではない。

(吉長副会長)

- ・評価項目の「②実施体制及び資金計画」の「イ 資金計画、経営力」は、大企業ほど有利になってしまうのではないか。評価項目全体の構成を再考してはいかがか。
- ・「指定管理業務に関する事項」の（２）「エ 利用促進の取組」において、広島城三の丸歴史館の

来館者数の基準値を「400,000人/年 以上」と設定しているが、この基準値を設定した意図についてお聞かせいただきたい。今後20年間事業を実施する中で、VR等もより普及すると思われるため、実際の入館者数を基準値とすることに違和感がある。

(渡邊会長)

- ・前述のとおり、本事業において特に重要と考える評価項目が分かるような構成とする方がよい。

(事務局)

- ・評価項目の構成については、御指摘を踏まえ検討する。
- ・また、広島城三の丸歴史館の来館者数の基準値は、本事業対象地の魅力向上や利用促進を図るための一つの基準として設定した意図があり、本基準を達成いただくことで本事業の事業目的を担保していきたいと考えている。

(吉長副会長)

- ・利用料金の市への一部還元について、還元された利用料金の使途を市が推進する行政施策や復興支援等に充当することを検討してはいかがか。利用者が利用料金を支払うことで社会貢献にもつながる、という文脈的な流れも考えられると思う。

(事務局)

- ・御意見のとおり、一つの行動が様々な社会貢献につながるという視点は重要と考える。本事業においてどのように適用できるかは現時点では分からないが、こうした観点でも今後検討していきたい。

(渡邊会長)

- ・本日は様々な御意見を頂いた。資料1については大きな枠組みは御了解いただけたと認識している。
- ・一番の議論は、景観形成方針の書きぶりについて、主旨は理解できるが書き過ぎていているという御指摘があった。また、0点にする項目の分け方について、評価の基軸になるため、項目を増やすというよりは意思を示すという観点から御検討いただきたい。細かい点はいくつかあったと思うが、これら2点が大きな内容である。
- ・本日御審議いただいた諮問事項については、基本的には原案どおりとし、これらの部分を修正する形にしたい。要求水準書や契約書など数多くの添付資料があるが、これらについても公表までに一部修正を加えることがある。軽微な修正については事務局と会長に一任いただきたいと思うがよろしいか。

(一同)

<異議なし>

(渡邊会長)

- ・本日の御意見を参考に、事務局において、公募設置等指針の作成を進めていただきたい。最後に、事務局から連絡事項があるか。

(事務局)

- ・今後のスケジュールについて参考資料1を御覧いただきたい。本日審議いただいた資料1と資料3は6月に開会予定の市議会に報告するとともに、公募に当たっての予算措置について議案を上程する予定である。その後、7月中旬から10月上旬にかけて事業者の公募を行いたいと考えている。本審議会スケジュールとしては、第3回及び第4回を10月から11月にかけて開催したいと考えている。設置等予定者の選定は12月頃を予定している。次回以降は、応募者の提案内容を審議することになるため、広島市情報公開条例第7条第2号の規定により非公開での開催を予定している。本日は、誠にありがとうございました。